

第百七十七回国会

参議院農林水産委員会会議録第十一号

平成二十三年五月三十一日(火曜日)

午後二時開会

出席者は左のとおり。

委員長 理事 主賓 了君

委員 岩本 司君 大河原雅子君 野村 哲郎君 山田 俊男君 一川 保夫君 金子 恵美君 外山 齋君 徳永 エリ君 松浦 大悟君 青木 一彦君 加治屋義人君 鶴保 庸介君 長谷川 岳君 福岡 資麿君 横山 信一君 渡辺 孝男君 柴田 巧君 紙 智子君

国務大臣 農林水産大臣 鹿野 道彦君 副大臣 内閣府副大臣 平野 達男君 厚生労働副大臣 大塚 耕平君 農林水産副大臣 篠原 孝君 経済産業副大臣 松下 忠洋君 大臣政務官 総務大臣政務官 逢坂 誠二君 外務大臣政務官 徳永 久志君

第八部 農林水産委員会会議録第十一号 平成二十三年五月三十一日【参議院】

農林水産大臣政務官 田名部匡代君 農林水産大臣政務官 吉田 公一君 事務局側 常任委員会専門員 稲熊 利和君

政府参考人 文部科学大臣官房政策評価審議官 田中 敏君 文部科学大臣官房審議官 伊藤 洋一君 水産庁長官 佐藤 正典君

本日、の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件)

(農林水産物の放射性物質汚染に関する件)

(諸外国による日本産食品の輸入制限措置に関する件)

(TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する件)

(「食」に関する将来ビジョンに関する件)

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(主賓了君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会

に、理事会協議のとおり、水産庁長官佐藤正典君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(主賓了君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(主賓了君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大河原雅子君 民主党の大河原雅子でございます。今日は一般質疑ということで、少し大きめの話を伺いたいと思っております。

政権交代をして何が変わったか。政権交代を目指して民主党はマニフェストにいろいろな、これまでの日本にないことを掲げました。私自身も、東京の議員でございまして、食と農林水産業の再生で日本を変える、このことに非常に共感をし、そして力強くこれを自分もその進める一員だというふうに思っており、活動を重ねてきたわけでございます。

戸別補償のことばかりに注目が集まって、いわゆるないばらまきというような批判までいただくようなことなんでしょうが、これまでの日本の農政に私はやはり理念というものがはつきりしていません。食と農林水産業の再生が日本を変える、と掲げている民主党政権が、これぞ私たちのこの日本を変えていく農林水産業の基本的な理念なんだ、ビジョンなんだと言えるものをしっかりと国民に示しをすることが必要だろうと思っております。

そこで、昨年の十二月に田名部政務官がチームリーダーとなってまとめられました「食」に関する将来ビジョン、これについて伺いたいと思っております。もっと多くの国民の皆様が知っていただきたい

という思いを込めて質問をさせていただきますので、分かりやすく丁寧に御説明ください。

まず、このビジョンの策定の経緯と位置付け、そしてこのビジョン、やはり検証と進捗管理が必要だろうと思っております。その点についてまずお話しください。

○大臣政務官(田名部匡代君) 大河原委員におかれましては、食と農林水産業で日本を変えようと、その思いで今日まで取り組まれてこられましたことに敬意を表したいと思います。また、今日は、私、このプロジェクトの副本部長でありまして、御質問をいただきましたことに感謝を申し上げます。

これは、平成二十一年十二月に閣議決定された新しい新成長戦略(基本方針)を受けて、昨年十二月、「食」に関する将来ビジョンとして食を中心とするプロジェクトを取りまとめたものであります。食や、またそれを支える農林水産業というのはまさに無限の可能性を持っていると、私もそのように思っておりますし、食また食文化、こういうものが新たな地域の活性化につながり、新たな産業を生み、そして雇用を生み出すと、そのように信じています。

そういう中で、例えば地域の資源を生かした六次産業化であるとか、また、食や食文化というものを取り入れて観光につなげていく、また、さらには輸出の促進、そしてエネルギーの問題、さらには医療や介護、こういったものとの連携、こういったことがプロジェクトの中にあるわけですが、それらを生かすためには、農林水産省だけでなく、関係省庁とのしっかりと連携が必要だと考えています。様々な分野の有識者の意見を聞きながら、私も、このプロジェクトができてから関係省庁の政務官と直接お話をさせ

ていただいて、御理解をいただきながら一緒に
なつて取り組んでいくという、そのことを取り組
まさせていただきます。是非とも、これからの
様々な機会にこのビジョンを国民の皆様にご紹介
していきたいと思ひますし、まさに今委員から御
指摘がありましたように、取組が目標を掲げただ
けで終わらないように、どういう結果になつてい
るのか、このことをしっかりと検証して、また更
に次のステップにつなげていきたいと、そのよう
に思っています。

こうした中で、大臣官房に今、食ビジョン推進
室というものを設置する考えでありますので、是
非ともこういうことを生かしてしっかりと取り組
んでまいりたいと考えています。

○大河原雅子君 食することは生きることとてよ
く使われるフレーズですけれども、本当にそのと
おりだと思ひますし、今政務官から御説明があつ
たように、昨年の六月の閣議決定、新成長戦略
の中でこの食の将来ビジョンの必要性について触
れられて、本当に短い時間でしたけれども集中的
まとめられて十二月に発表されたわけですね。
食の重要性を再認識しつつ、その可能性を最大限
に引き出す、それが日本の経済の成長につながり
地域の活性化につながる、そういう道筋を示すも
のだという意味では、やはりもっともつとたくさ
んの方々に知っていただきたいというふうに思ひ
ます。

私は、このビジョンを読ませていただいたとき
に、基本になる四つの視点が示されておりました
で、一つは地域資源を活用した農山漁村の活性化
の視点、それから二つ目にアジアの成長力の取り
込みとグローバル化、三つ目には少子高齢化への
対応という視点、そして四つ目に食の安全と消費
者の信頼確保という視点が示されました。この四
つの視点、それぞれ大事なんですが、私は消費者
運動等長く食の安全問題にかかわってまいりまし
たので、この四つ目の視点、これが非常に重要に
思ひます。

成長のためのプロジェクトを十作られて、それ

ぞれに成長イメージというものも示されているわ
けですけれども、まず視点の四について、食の安
全と消費者の信頼確保、これはもう全てのところ
に行き届いてないといけないと思ひますが、この
視点四についてどのような思いをお持ちでしょう
か。どのような位置付け、重要性でしょうか、そ
れをもう一度御説明ください。

○大臣政務官(田名部匡代君) 委員御指摘のとお
り、まさに食の安心、安全というのは何よりも大
事でございます。最初にこの十のプロジェクト
を取りまとめたときに、食の安全、安心というの
は当然もう全ての大前提になるということで、こ
れをあえて加えるか加えないかというような話が
あつたんです。しかし、改めてこの視点四とい
うところに書き加えて、食の安全、安心というも
のをしっかりとまた国民の皆さんにも、私たちもそ
れを大事にしながら取り組んでいくということ、
メッセージとして発信したわけですが、本当に、
まさに委員のおっしゃつたとおり、全ての基本は
安心、安全が大前提だと、そのことをもつてこの
プロジェクトを進めてまいりたいと考えていま
す。

○大河原雅子君 食べ物安全で当たり前、本当
にそう普通は思っているんですね、普通はそう
思っているんです。もちろん、流通しているもの
についての安全性は全て確認をされているとい
うことなんですけれども、やはり食品事故やある
いは偽装問題やいろいろな起こつていて、豊かな
はずの食に不安が高まる。こういうことです。か
ら、やはり食の安全と消費者との信頼というのは
非常に重要だといふふうに思ひます。

そして、このことを横串といひますか、全ての
ことにかかわる視点として持つということ、こ
れまでの農政の中ではやはり薄かつただろうとい
うふうに私は思つております。政府一体で取り組
む十の成長プロジェクト、そこから導かれる地域
将来ビジョン、十年後を目指した、十年後を目途
とするそれぞれ各プロジェクト、発展のイメージ
まで示されておりました、各省庁がそれに向か

てどういうふうな政策を進めていくのか。これま
でにないやり方だと私は評価をしたいと思ひま
す。

計画図はできましたけれども、もちろんその中
身はこれからでございます。地域の発展の姿、そ
れから発展の目標、これを政府全体で示してい
くというこの新しい試みなわけですけれども、こ
の十のプロジェクト、今日一つずつやっていく時
間がありませんので、一番最後に書いてあります
プロジェクトの十番目、総合的な食料安全保障の
確立について、このことはちよつと、言葉上は分
かりますけれども、具体的な施策、それをどうい
うふうにしていくのか、このことについて御説明
ください。

○大臣政務官(田名部匡代君) 先ほど委員もお話
しになつておられました、食は生きることの全て
であり、まさに命の源であります。まさに生命の
維持に欠くことのできないものでありますから、
食料の安定供給を将来にわたつてしっかりと確保
していくというのは国民に対する国家の責務であ
ろうと思ひます。このことは鹿野大臣も常日ご
から私たちにそういった指示をいただいてい
るわけですが、食また食料に関することには農林
水産省はまさに積極的に、主体的に責任を持つて
取り組んでいくべきだということでもあります。特
に、あの震災後の食料確保のときにもそのことは
大臣から強く私たちに指示をされ、つらい思いを
している皆さんのためにどんなときであろうと
しっかりと食料を確保して提供していくことが農
林水産省の役目なんだと、こういったことを、私
たちはそういう指示を受けてまいりました。

まさにそういう災害時、また不測時のみなら
ず、グローバル化の進展であるとか、生産・流通
過程が様々複雑になっていきますので、そういった
中でいろいろなリスクが生まれてきます。このた
め、今お話しいただきました食ビジョンのプロ
ジェクトの十番目として、不測時のみならず、平
時からしっかりと、国内の生産面のみならず、流
通、加工、消費、また国際面を含めて、食料の安

定供給に影響を与える可能性のある様々な不安要
因についてしっかりと取組をしていくということ
とでこのプロジェクトを作らせていただきました。

例えば、どういうリスクが存在するのかわかつ
たり把握をする、その上でリスクの発生の可能性
であるとか影響を分析をする、対処方針を決定し
てそれを実行していく、そして大事なことは、こ
の実行したもののがその結果どうであつたかと、効
果があつたのかなかつたのかということをしつ
かりと検証をする、このことが重要だと考えていま
す。まさにこれを恒常的に取り組むこととしてい
るところであります。

○大河原雅子君 総合的な食料安全保障の確立と
いうのは、今御紹介をいただいたように非常に多
岐にわたつて、単純に平時、有事という話ではあ
りませんから、この対応策の検討とか実施、そし
てこれに対する評価、こういったものは非常に難
しいかと思ひます。

でも、私この農水委員会に籍を置かせていただ
いて、前自民党政権下では石破大臣にこの食料の
安全保障という考え方について伺つたこともある
んですが、やはりもっともつとこのことを多くの
方に知つていただかなきゃならない、民主党政権
はこのことをはつきりと打ち出しましたし、食料
の自主権、こういったものについても今世界的な
グローバル化の中で問題になっていく様々なこと
もこうしたことに密接でございます。是非この点
に注意をして施策を進めていただきたいというふ
うに思ひます。

それで、最後になりますけれども、食の安全と
いうことからは、食料・農業・農村基本計
画、そしてまた消費者基本計画、両方の基本計画
の中に、私ども民主党がマニフェストにも掲げて
おりました食品安全庁の設置、このことを計画の
中に入れるということができました。しかし、具
体的な動きというものがまだまだ見えてまいりま
せんけれども、これは、今いろいろなことで食の不
安が高まっている中で国民が求めていることでも

ございます。窓口がばらばらになっていて、それは消費者庁に言ってください、それは厚生労働省、これは農水省、いろいろなんですね。ですから、この縦割り行政を排することが非常に重要です。そして、各省庁の連携ということが必要です。消費者との意見交換、これも重要でございます。

是非、この現在の進行状況と、こうした幅広い意見を取り入れるということについてどのような姿勢を持っていらっしゃるのか、この点について最後に伺いたいと思います。

○副大臣(篠原孝君) 食の安全行政につきましては農林水産省だけではありませんが、厚生労働省、それから消費者庁、食品安全委員会、そして最近の放射性物質に関係して原子力安全委員会と、関係する行政機関等は多岐にわたっております。これは世界でも同じような例が見られますけれども、ヨーロッパ諸国では少なくともシングルエージェンシーと称しております、食べ物物の安全性問題は一つの役所で扱うべきであるということ、徐々にそのようになりつつあります。

今後の検討、進め方でございますけれども、今起こっている問題でちょっと例示させていただきますと、原発絡みでございます。出荷制限というもの、これは厚生労働省と農林水産省、相談いたしました非常に早く手を打ってきたのではないかと考えておりますけれども、お茶の問題について、ちょっと意見調整ができずに二週間、三週間たっております。これも、一つの役所であればもっとスムーズに私は決着できるのではないかと考えております。

それで、どの役所にするかという際の問題でございますけれども、厚生労働省、皆さんお気づきだと思いますが、少々でかくなり過ぎているんです、橋本行革で。私は、口に入るまでは食べ物所管する、生産を所管する役所がやるのが一番自然で、ヨーロッパ諸国は大体そうなっております。日本もそのような方向を私は目指すべきではないかと思っております。

○大河原雅子君 ありがとうございます。時間が来ましたので、ここで終わります。

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男であります。

本日は、農林水産大臣始め皆さんに意見交換をさせていただきます。

最初に、今、東電の福島原発から南へ三百キロ離れた箱根の麓の足柄のお茶から暫定規制値以上のセシウムが出たということでありまして、それからさらに、北へ三百キロ離れたおります盛岡の岩手山の麓の牧草からも規制値を超えるセシウムが出たということでありまして、一体どこまでの広がりがあるんだという心配が生産者の間からもうほうはいとして起こってきているわけでありまして、同時にまた大変な不安ですし、憤りもいっぱいあります。

それでお聞きしたいわけですが、お手元に今日は写真を出さしてもらいました。

この写真、実は誠に面目ないのですが、この写真を見たのはこの爆発が終わった後の、一か月ぐらいたったからなんです、私。これまではこうした写真を見ておりませんでした、建屋からよくもくと白い蒸気が上がるというぐらいの写真しか見てなかったわけでありまして、ところが、いや、もっと爆発があるよということを教えていただいた、早速これはユーチューブから取りました。

もちろん、その後も深夜、朝方の三時だったです、これはBS、民放のBSのニュースでも深夜流していましたから、ああ、何だと、我が国でも民放放送で一部流しているということはあるのかというふうに思いましたが、昼日中この映像を見ることはまず私はなかったように思うんです。

一体、やっぱりこれだけの爆発があったとすれば、これは大変なことなんだと。当然、外国の皆さんもこの動画をずっと見ておられるわけですから、そうすると、おい、日本ではえらい大変なこととが起きているんだぞということが、日本に來

日される皆さんがもう圧倒的に減少しているということ等々、それからヨーロッパやアメリカの皆さん、欧米の外国の皆さんの危機感がこの映像からきている。そして、これが多分実態だというふうに思うんです。

一体、なぜこの映像が我が国のテレビ等の映像で出ないんですかね。これ、隠しているということはあるんですか。それとも、テレビ会社は自粛しているんですかね。これを原子力安全・保安院にお聞きしたいと思えます。松下副大臣お見えですから、是非お聞きしたい。

○副大臣(松下忠洋君) 三月十四日にこの福島第一原子力発電所の三号機の水素爆発が起きました。私もこれはテレビで見えておりました。その直後、福島に飛んだんですけれども、当時は国内のテレビ局において報道されたというふうに承知しております、私も現実にそれ見ましたから。この映像はその国内テレビ局によつて撮影されたものでございまして、政府としては当該この爆発を撮影しておりませんが、この映像について公表はしていないということでございます。

○山田俊男君 副大臣、そうすると、我が国の民間のテレビ局は、自分で撮影したんだけれども、これを放映するのを控えているんですかね。これはどんなふうにとり止めておられますか。ほとんど出ませんよね。

○副大臣(松下忠洋君) 政府は関与しておりません。民間放送の中で定点で、望遠で撮影されたものと思っておりますから、その民間の放映された映像をユーチューブ等で自由に放映しているんじゃないかなと、そう考えていますけれども、政府は関与していません。

○山田俊男君 私、わざわざ事を荒立てて、こういうことだと言うつもりはありませぬ。しかし、要は三百キロ離れた地点からお茶や牧草から出ているということのこの危機感と、やっぱり十分念頭に置いて物事を考える、進めていくということが必要だと、こんなふうに考えて

いるわけです。

ところで、SPEEDIです、これは文部科学省が仮定予測計算という形でお出しになっている。ただ、放射性物質の拡散の状況をより有効な放出情報を得られなかったもので、あくまで仮定計算になっているんだという話になっているわけですが、それでも、その計算されている皆さんからとって、専門家から見ても、一体三百キロ離れたところからこういうことで出現するということはもう想定されているんですかね。想定内の話なんですか、それとも、いやいや大変だぞという話なんですか、それをお聞きします。文部科学省。

○政府参考人(伊藤洋一君) 放射性物質の事故による拡散状況についてのお尋ねだというふうに理解させていただきます。

文部科学省におきましては、福島第一原発周辺の放射性物質の拡散状況を把握するため、様々な手法を駆使いたしまして環境のモニタリングをしております。ところでございまして、全国的な広がりにつきましては、各都道府県に委託しまして環境放射能のモニタリングを行っております、大気中から降ってくる、降下する放射性物質を含むちり、ダストの放射能濃度につきまして、事故後の三月の十九日以降毎日定期的に確認し、公表しているところでございます。

この中で、事故後のセシウム137の降下状況につきまして幾つかの地点でちょっと申し上げさせていただきますと、例えば、神奈川県では三月の二十一日に一平方キロメートル当たり二百十メガベクレル、静岡では三月の二十二日に一平方キロメートル当たり七十二メガベクレル、また、岩手県では三月の二十一日に一平方キロメートル当たり六百九十メガベクレルという濃度の放射性物質が検出されたところでございます。

このような形で広がりを見せているところでございまして、文科省といたしましては、各県にお願ひしましてこういったデータを集め、公表しているところでございます。

○山田俊男君 資料の二枚目に放射性物質の拡散

状況ですね、これ、SPEEDI等の情報も得ながら、これは国際・地球環境・食糧問題に関する調査会で我々が呼び出した参考人の星先生からの資料でありますけれど、これ見てもらっても、こういう形で拡散があるわけですが、この中心の拡散がずっと箱根の山まで広がっていると、こういう想定は当然あり得ると、数字が出ていんだからそうだといいことですか。これぐらいの広がりを持ったものになっているというふうに見ていいのかどうか、これは専門家の意見を聞きたいです。

○政府参考人(伊藤洋一君) 文部科学省におきましては、ただいま申し上げましたように、各都道府県におきます環境放射能モニタリングのデータを集め、公表しているところでございますが、これ以外にも、発電所周辺の二十キロ以遠におきましてモニタリングカーによるデータの捕捉、それからアメリカのエネルギー省と連携いたしまして航空機によるモニタリング、こういった手法を駆使いたしまして、放射性物質による汚染の広がり、これについて確認しながら公表しているところでございます。

先ほど申し上げました都道府県環境モニタリングの結果によりますと、静岡県も含めまして広く東北・関東エリアにおいて放射性の降下物があるということについて確認しているところでございます。ただ、それは、先ほどお話のございましたSPEEDIというような形での予測ではございませんで、実測値でそういった広がりを確認しているということでございます。

○山田俊男君 実測値で出ているということであれば、もっと事態は深刻であろうかというふうに思うわけです。

ところで、三月の十四日にこれ爆発があったわけですね。そして、三月の二十一日に実測値でこうした数値が神奈川県や静岡県でも出ていますよというお話があったんです。そうすると、これは大気中に放射性物質はまだ残っているし、それから、今も場合によつたら東電の原発は、これは今

も放出しているし、そうすると、梅雨や台風でもっと遠くへ拡散するということもあり得るといふふうに見ているのかどうか、この辺も大変心配であります。とりわけ、これから果物が夏場に徙いましてずっと出てくる、その果物にこれらの放射性物質が含まれているということになったら、これはこれで大混乱であります。

石川迪夫さん、日本原子力技術協会最高顧問でありまして、二十七日の予算委員会でも我々も参考人の御意見としてお聞きしました。今日ここにいます我が党の長谷川委員の質問に答えまして、炉心溶解の事態にあるけれども、気体放出、放射能の放出は既に出尽くしたと考えられ、チェルノブイリのような大気圏を巻き込むような大汚染にはならないだろうというふうにおっしゃっているわけですが、しかし、高濃度汚染水の扱いは大変だというふうにもおっしゃっておられるわけであり

ます。一体、これからもうこの放出が想定されるのか。それから、いや、そうじゃなくて、先ほど言いましたように、もう既に放出されたものが大気中に残っていて、そしてこれが降下してくるんだ、そういう形でこの放射性物質の拡散が今後とも更にあり得るといふふうに見えていくんですか。それとも、徐々に収まってくるというふうに見えますか。原子力安全・保安院、松下副大臣ですか、よろしいですか。

○副大臣(松下忠洋君) 四月の十七日に東京電力が工程表を発表しました。三か月の間にとにかく冷温状態にして、とにかく安定させる、冷やすということに成功させると。その後、今度は三か月から六か月かけて放射能をしつかりと我が手元で管理できるといふ仕組みにするという、この基本的な方向は変わっておりません。その間、メルトダウンしたのではないかとというようなこともあり、それも確認したという報道もなされていますけれども、とにかく冷やして、冷温、冷たい状況にして冷やして、そこで安定的な状態にしていくということとは変わっていませんので、その限りに

おいては新しく水素爆発が起こる、あるいは再臨界が起こるといふことはなし、新しくそういうものが出てくるということはないというふうに我々は聞いております。

ですから、その意味においては私は心配ないと、そう考えております。

○山田俊男君 今、副大臣から工程表のお話が出ましたが、私も工程表をずっと見させていただいてありますが、三か月で冷温、水相という状況をつくっていききたいということでありまして、さらにそれからプラスして三か月だったり六か月だったり、合わせると一年ぐらいの間に石棺というんですか、そっちの方へ持っていきたいと。しかし、この一年たちましてそこにそれぞれリスクがあるわけですね。数えてみましたら、リスクが九つある。その九つあるリスクをちゃんとクリアしなかつたらこの石棺まで行き切らないわけですね。

一体、その克服について当然のこと全力を上げていかなくちゃいかぬわけで、全力を上げた上で、しかし全力を上げつつも、現在はそんな極端な話、爆発みたいな話は生じないんだと、改めて放射能を大拡散させるみたいな事態は生じないんだというふうに見られるのか見られないのか、それとも、いや、リスクいかによつては大爆発があり得て、そのことで大変な拡散がもう一回あり得るよというふうに見るのか、そこは物すごく大事なんであって、やはり現在の事態をどうなんかにちゃんと国民に知らせるか、とりわけ生産者なんかには知らせるというのは物すごく大事だと思うんですが、その点どんなふうにお考えですか。

○副大臣(松下忠洋君) 今、山田委員がおっしゃいました大爆発という意味の中身ですけれども、我々、水素爆発、十二日と十四日にありました、そういう状態にはないと。そして、メルトダウンしているという状況から判断すると、ここで再臨界になるという、そういう可能性も極めて少ないというふうに聞いております。

問題は、高濃度の汚染された水がプラントの周辺にたまっている、その水の処理が極めて大事だ

というふうに聞いておりまして、今そこに全力を尽くしているというふうに聞いておりますし、また、地震等いろいろな配管とか中がちよつと緩んだり、あるいは傷んだりしているかもしれない、そこから水が漏れているかもしれない、そういうことによる冷却の仕組みの変更というのがあると聞いていますけれども、そういう今おっしゃったような大爆発を起こすということはないというふうに私たちは報告を受けております。

○山田俊男君 とにかく大爆発絶対起こさない、さらに、科学的に見ても、今の状態からすると大爆発を起こすような事態じゃないというのなら、ないということをもうはっきりさせる。そのために、東電の責任だ、誰の責任だと言わないで、原子力安全・保安院が本当に責任を持ってそのことに当たるということであつたらいいと思います。

さて、厚労省の大塚副大臣にお見えいたしております。

茶葉に暫定規制値以上のものが、先ほど言いましたように検出されたわけでありまして。販売済みのものはもう直に回収しまして、それから新しいものは出荷しないということをしてそれぞれの産地で行っております。もつとも、静岡県は規制値を大きく下回った、下回ったんだけれど、しかし若干検出されているわけでありまして。このいわゆる風評で新茶予約のキャンセルが出ています。ドリンク原料への仕入れについても、ほかの産地へ変更するといいますが、そういう動きになっていて、取引が混乱したり価格が低迷しているというのはいま現に出ているわけでありまして。

ところで、お茶は飲用が基本であります。ところが、厚生労働省は五月の十六日の日に、生の茶葉の暫定規制値と同じ五百ベクレル、キログラム当たり、これを超えるものを流通させちゃいかぬというふうに通じられました。これは同時に、一次加工の荒茶についても五百ベクレルで、これは流通させちゃいかぬというふうに通じられたわけでありまして。

五

五

五

五

ということだと思ひます。

どういふことかと申し上げますと、発災直後、食品の規制を設けることについては生産者や自治体を中心に大変大きな迷いとそして反対がありました。しかし、繰り返し申し上げていたことは、残念ながら、我が国はこれから長い間放射性物質と向き合わなくては行けない中で、きちっと検査をして、きちっとルールを守って出荷制限なりに御協力をいただくことが結果としてその産地の信頼を高めることになるので、大変申し訳ないけれども御協力をいただきたいということをずっと申し上げてきた結果、自治体や産地ごとに若干温度差はありますが、大変積極的に御協力いただいている先については随分、国内的には風評被害もある程度抑制しつつ、今の状態ができております。

そういう中で、お茶というものが五月の中旬に、まさかお茶からは出ないだろうというところで計測をされたのかもしれないが、計測をされた。しかし、先生がおっしゃるとおり、荒茶で検査すると大変予期せぬ展開になるので検査をしたくないというお気持ちがある行政側にもあることはよく分かりますが、そのことが産地や我が国のこれから数年先、十年先を考えたときに適切かどうかということについては大変難しい点であるというふうに思っております。

○山田俊男君 私、本当はこの事務連絡を委員の資料として提出してもよかつたんですけれども、それじゃ余り、ちよつとみつともないかなと思つて控えた方がいいなんです。

大体、先ほど読みましたけど、なお書きで書いてあることは、それは副大臣、考えに考えて苦しんだ上での判断だといふふうにおっしゃるかも知れぬけれど、留意することというのは、これだったら、荒茶は五百なんだけれども、こはもう五分の一になるんだから、そこはもうパンと出たつてこれはやむを得ない、そういうふうに言える。だから、もうそこはいんだみたないふうに読めちゃう。

ましてや事務連絡ですよ。こんな大事なことを事務連絡で出すんですか、厚生労働省は。それとも、今までも実はこういうことは事務連絡でやってきたといふことなんですか。それとも、この政権ないしは今の事態ですから、この問題についてだけ事務連絡なんですか。一体事務連絡といふのは、それは副大臣御存じなかったら、厚生労働省の事務方が見えなくなっているならお聞きしていいんですが、こういう形の事務連絡というのが続いてきたんですか。

○副大臣(大塚耕平君) 自民党、公明党の皆様方が政権を運営していた時代と特にやり方は変えておりません。むしろ、その中身について、私どもとしてはよりその都度関与するように努力はしております。特段は変えておりません。

○山田俊男君 前の政権といひますか、自公政権からも厚生労働省は事務連絡でやってきたということなら、それはそれで、そのことも含めて厚生労働行政といふのは一体何だったんだろうかといふことを徹底して考えなきゃいかぬですね。それじゃなかったら、こんな曖昧ことをやっていたんじゃ、本当に苦勞するのは生産者であつたり、それは現にそこで仕事をしている人ですよ。こういうことでは絶対に駄目だといふふうに思いますから、どうぞ副大臣、早く答え出しましょうよ。

それは、荒茶についてはこうした事情なんだから、だつて荒茶食べないでしようということなんです。それから、口に入れないでしようということなんです。生葉についてちゃんと基準値下回っているといふことであれば、そういう内容のものなんだと。さらにまた、当然、飲用茶について、きちつと判断した場合、飲用茶についても基準値以下であるといふことはつきりさせた上で、それは流通させるというんじゃないですか。是非その点の整理をしていただきたいと、こんなふうにお願ひしておきます。

なお、このことと関連して、これは文部科学省に聞いておきたいんですが、神奈川県は県が出荷

自肅したんです。だから、当然これは損害賠償されてしかるべきだといふふうに思いますし、静岡県はいわゆる風評でこれは価格が下がったり流通が混乱したりしているわけでありまして。

本日の損害賠償審査会の第二次指針にこれらお茶のことについてもちゃんと明記されるというふうに思つておりますが、それでいいんですか。

○政府参考人(田中敏君) 原子力損害賠償紛争審査会におきましても、第一次指針で取り扱わなかつた損害、これをできる限り早く指針を示すといふことで検討を進めてございまして、まさに本日開催されておりました第六回原子力損害賠償審査会、現時点で指針として追加可能な整理をして、たつた今終了したといふふうに、をもつて第二次指針が決定されたといふふうに聞いております。

第二次指針では、第一次指針の対象外であるいわゆる風評被害につきまして、農林漁業及び観光業につきまして、現時点で本件事故との相当因果関係が認められる範囲といふことを原子力損害として示してございまして。

先生御指摘の神奈川県、静岡のお茶につきましては、県による出荷自肅要請が出たもの、これは既に第一次指針の対象でございまして。それ以外のものはまさに先生がおっしゃつたような風評被害に当たるといふふうに考えてございましてけれども、本年四月末までの出荷制限指示等に関する風評被害を対象とした第二次指針の対象にはなつてございせん。

この第二次指針の対象外となつたものにつきましては、今後、同審査会において具体的な調査あるいは事故との関連性等々の調査検討を早急に進めまして、七月ごろに中間指針として取りまとめたいといふふうに考えているところでございまして。

○山田俊男君 それでは、四月末までの風評被害についてはやりましたけれども、それ以降のものについては四月中だと、四月、じゃなくて、今後、五月中ですか。

○政府参考人(田中敏君) 七月。

○山田俊男君 七月ね。四月と七月とうまく聞き取れませんでした。七月中だといふことでありますから、これ、きちつと当然やってもらえるものといふふうに思いますから、しつかりやつてください。

ところで、もう一つ、これと、大変お茶と似た作物で葉たばこがあるわけでありまして。葉たばこは福島県におきましては大変重要な作物でありまして、原発事故後の県の対応として、当面は耕うん作業は行わない。耕うん作業は行わないといふのは放射性物質が拡散することを控えるために耕うんしないと言つた。耕うんしないといふ通知の中で、耕うんしないでいたら結局は作期を逃しちゃつた。だから、もう全面的に葉たばこは耕作しないと、耕作できないといふことでやめたわけでありまして。

これについては当然補償されてしかるべきといふふうに考えますが、本日この第二次指針にきちつと明記されたんでしようね。それをお聞きします。

○政府参考人(田中敏君) 先ほど御説明を申し上げました、たつた今決定をいたしました第二次指針におきましては、具体的には幾つかのものが規定をされたわけでございまして、原子力損害として認められるものの中に作付け制限指示等による損害といふことが入つてございまして、御指摘の作付け断念した福島県はこれにつきましては、第二次指針において、政府等による作付け制限指示等に係る損害として賠償すべき対象といふふうになつたといふふうに聞いてございまして。

○山田俊男君 ところで、そうすると、福島県以外の、宮城県も、隣県の栃木県も茨城県も千葉県も、これは葉たばこの有力な生産地であります。そうしますと、皆さん大変心配しているのは、お茶に出たんだから、場合によつたら葉たばこにセシウムが出るんじゃないかといふ大変な心配をされているわけです。もちろん植物、違いますから、一体、お茶には出るけれど葉たばこには出な

ということもあり得るのかもしれない。出ないことを祈るだけでありませうけれど、しかし、もしも出たときは、一体どういう基準でこれを取り仕切るのか。

御案内のとおり、葉たばこは絶対食べませんよ、ね、そのまま。乾燥します、お茶とよく似ている、凝縮するでしょう。そして、かつそれは加工して、加工というか、葉たばこをすね、食べませんから、それに火を付けて煙を吸うわけですね、その味の味わうわけですね。一体、煙からセシウムを測りますかね。それとも、どの段階でこれを、やっぱりたばこ吸っちゃいかぬと出荷規制をすることになるんですか。このことについて、誰か、どこかで検討されていますか。今日は、関係の皆さんがみんなおいでになるわけでありませうけれど、いかがですか、このことについて。

○副大臣(篠原孝君) 農林水産省の直接の所管ではないかと思いますが、山田委員は非常に根源的な問題を提起していただいていると思います。暫定規制値、設けてありますけれども、暫定という名前のとおり、これきちんと食べ物なり今のたばこなりに、それ一々細かく暫定規制値なり規制値を設けていると大変なことになるわけですね。こういうことかといえますと、加工と調理の段階で違ってくるわけです。

例えば、一番単純、ちよつと長くなって済みませんけれども、大事な問題ですので触れさせていただきますと、米、稲について、皆さん何も疑問を感じられずにおられるかと思いますが、我々は玄米でもって規制しております。ですけれども、我々どういった食べ方をするかというところ、もちろん玄米で食べられる方もおられると思いますけれども、大半は白米で食べておられるわけです。ですから、食品の調理、加工の過程におきまして、放射性核種というのはほとんど減ったりしていきわけです。ですから、それをやり出した切りがないわけです。ですから、私は一番いい検査の仕方というのは、一番最初の段階が一番最

後、口に入る、どちらかしかないだろうと思っております、先ほど大塚副大臣がいろいろ説明されておりましたけれども。

そして、基準はどうやって設けるかということ、体内被曝を抑えるという観点、この一事じゃないかと思ひます。どうも、議論を聞いておられますと、流通しているものを何でも五百ベクレルにしないでいいんだというようなことをちらつとかうかがうことができたんですけれども、そうじゃなくて、最終目的は体内被曝を抑える、その観点に立つてルールを決めていくということ、今までになかったことですから、我々は虚心坦懐、ゼロからルールを決めていくという気持ちになつて決めていくべきだろうと思ひます。

そういう点では、たばこについて決められておりませうので、これから検討して決めるべきだと思ひております。

○山田俊男君 篠原副大臣、とにかくお茶の問題、それからさらに、これは極めて異質かもしれないがたばこの問題、きちつとよく相談して、そして早く基準を出してください。そうじゃないと、みんな不安でみんな混乱していますから。是非それをお願いします。

さて、T P P のことについて触れておきたい。大臣、こうしてそろつていただいておりますのに大変申し訳ない、お聞きしますが、政策推進指針、何が書いてあるか分からぬ、大体、それで、大きな被害を受けた農業者、漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮と、だからあとは総合的に検討するつて書いてあるんです。一体、みんな並べて書いてあつて、どつちにちゃんと重点を置いて、どういう整理をしたかなんというの全然分からない。大体、政策推進指針そのものが、誰かが書いた、まあ私が電車の中でメモ書きしたみたいような類いのメモでしかない、たかだか。あれだつたら私も書けますよ。それを、総理もそろつた内閣で決定したというんですから、驚きですね。だから、一体どこに重点を置いたか分からないから、多分、農業者、漁業者

の心情つて書いてあるところは鹿野大臣の思いかなど。それから、国際交渉の進捗というのは、これは誰ですかね、外務大臣ですかね。産業空洞化の懸念というのは、これ経済産業大臣ですかね。よく分からない、並べて書いてあるだけ。

こんなことだから、一体どんなことが起こつていくかといつたら、松本外務大臣は日経新聞社主催のアジアの未来というセミナーで、日本の意向を交渉に生かせる早いタイミングを選ばないと意味がないと、これは新聞報道ですが、そう書いてあるわけでありませう。だから、日経新聞は見出しは、早い時期に判断というふうに見出しを付けて、それだと、日経新聞の解説だと、A P E C 首脳会議が開かれる十一月に交渉が節目を迎えることを念頭に、遅くとも今秋までに交渉参加を決定したい意向をにじませた格好だというふうには報道しているわけでありませう。

一体、この松本大臣のこの態度、言葉の言いぶり、これは指針から逸脱しているんじゃないんですか。それとも、そうじゃなくて、ちゃんと閣僚会合でこれを判断して、そういうことだと、早期判断だということと合意しておつたことなんですか。これも皆目見当付かないんです。まづもつて、外務大臣、外務省からお聞きしたいと思ひます。

○大臣政務官(徳永久志君) 先生、今御指摘いただきましたように、五月十七日に閣議決定をされた政策推進指針に基づきまして、T P P 協定交渉参加の是非の判断の時期については総合的に検討するというのが政府の一貫した方針であります。

御指摘の講演において松本外務大臣は、この交渉参加時期については総合的に検討することになったと述べた上で、我が国を取り巻く国際的な環境が震災前から基本的に変つておらず、T P P 協定交渉そのものが着々と進んでいることを踏まえると、日本の意向を交渉に生かせる早いタイミングを選ばないと意味がないという考えを述べたものであります。

○山田俊男君 そうすると、並列でいろいろ書いてある部分の自分の都合のいい文言だけを参酌して、そして大臣がおつしやつたというしか見れないわけよ、どう考えたつて。

それで、これは日本経済新聞というのは大変心配な新聞なんですよ。五月の十一日にトン米国A P E C 担当大使の発言を、こう書いてあります。T P P の枠組みがで上がった後に日本が参加するのは難しいとの認識を表明したという形で記事が書いてある。しかし、調べてみると、トン担当大使がこんなふうには発言されているとは到底思えない内容になつていくわけ。

外務省はこの事実を把握していますか。逆に言うと、もう日経新聞は自分の都合のいいようにこつていふと、トン大使は早く入れというふうになつていふと、五月十一日ですよ、その後、外務大臣は五月のいつですか、この日に、もう日経新聞主催の会合でおつしやつていふ。全くそこは話合つていふわけですよ。そういう仕組み方を意識的にしているんじゃないですか。

一体、トン大使の発言内容をちゃんと承知されていますか。

○大臣政務官(徳永久志君) 今御指摘がございました五月十一日の日経新聞の記事につきまして、外務省においても調査を行い把握をしているところであります。

これは、トン米国A P E C 担当大使がワシントンのシンクタンクにおいて東日本大震災後の日本経済の復興について討議が行われた際、パネリストの一人として参加して発言したものと承知しております。その際に、T P P については冒頭発言の中ではトン大使の方からは言及はありませんでしたが、質疑応答の中で場内から、もし日本が来年交渉に参加する場合、門戸はまだ開かれていふのかとの質問があつたのに対し、同大使より、仮定の問いにお答えするのは常に危険が伴うものであり、自分からはT P P 交渉は現在進行中であるとしか申し上げられない、我々は今年中に相当の前進を期待している、新規参加を希

望するエコノミーには新規参加の手続について説明してきた、この困難な交渉への参加を求める決断については、それを望む可能性のある国々に門戸が開かれている、よって、この課題に立ち戻るのが適切な時期の判断はまさしく日本に委ねられていると述べた模様であります。

○山田俊男君 そうですよ。日本が判断するということなんですよ。だから、早く入れなんていうこと、一言もどこにも書いていない、おっしゃっていないんですよ。だから、ちよっと、非常に心配、非常に心配、みんな勝手に物をおっしゃっているから。

それで、あと、総理もサミットにお行きになって、そしてオバマ大統領とお会いになって、そして早期に判断するというふうにおっしゃっている。これも本当に一連の整理の上での話なのかどうか、それとも得意のパフォーマンスだったんじゃないかというふうに言えるんですけれど、平野副大臣、これ真相はどうなんですか。

○副大臣(平野達男君) 御案内のとおり、TPPにつきましましては、元々は六月をめどに交渉の参加の是非について判断をするというのが政府の姿勢でございました。その後、震災が起きて、もう未曾有の震災でございます。現段階においては復旧という、復旧復興という作業がございますが、復旧についても本格的な状況にまだ入っておりません。それから、御案内のとおり、福島原発のプラントについてはまだ事故が進行中であります。まずは復旧復興に全力を尽くすというのが、これは私は政府の変わらぬ一貫した方針だというふうに思っております。その中でTPPについても判断の時期についてはスケジュールを見直すということ、先ほど山田委員から御紹介のあった政策指針の閣議決定になったということです。

総理の発言でございますけれども、TPPにつきましましては、そうはいっても十一月にひょっとしたらまとまるかもしれないということで、九か国で今鋭意作業を進めてございます。いつまでもそ

の判断時期を延ばしていいわけではないという趣旨で発言されたというふうには理解しております。TPP協定交渉参加の判断時期については総合的に検討するとしたこの政策推進の指針ということについては何ら変わっていないというふうには理解しております。

○委員長(主濱了君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○山田俊男君 はい、まとめます。

EUとの間のEPA交渉についても、これは事前協議を進めるということでありまして、私はこれ大賛成。だから、あとは、松下副大臣、非関税障壁について焦点になるんです。だから、非関税障壁についてきちっと経済産業省は前へ出て、そしてまとめていかなきゃいかぬですよ。農産物について、農業について窓口だけ言っているような話で、進まない進まないって攻撃しているんじゃない駄目なんで、今まさに経済産業省がそのことを求められているということでありまして、それをしっかりとやってもらわなきゃいかぬというふうに思います。

それから、農水大臣、ずっと座っておいていただいて、農水大臣に質疑することをいっぱい用意していたんですが、もう駄目であります。ただ、農水大臣、農水省はちゃんと宮城県のある大津波の被害の地域におきまして、クリスマスにイチゴを売ろう、出荷しようという動きについて、常駐の、二人の常駐体制もつくってモデル的な復興をそこで図るんだという取決めにされていいるということでもあります。その姿勢でやはり復興地に元氣を出してもらいたいというふうに思っています。今日は大臣お一人でありますけれど、ともかくお茶の問題も、たばこの問題も、それからTPPの問題も、それからEPAの問題も、もう大臣、中心になってやっていただきたい。期待していますから、しっかりと願います。発言はいただく時間がありませんので、終わります。ありがとうございます。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。震災対策についてまた伺ってまいります。まず最初に、共同利用施設の災害復旧、機器整備事業のことについて伺います。

一次補正では、共同利用施設復旧の事前着工が認められましたほか、新たに機器類を購入するための支援事業が創設されました。しかし、機器整備事業については事業着手が予算内示後でなければ認められないと、こういうことになっております。

実は浜の方では、少しでも早く復興したいというところで、自らの努力で機器類を購入した、そういう漁協もござります。そういう漁協はこの事業を活用することができなくなっているという、実はそういう状況にあります。これでは何のための一次補正だったのかと、そういう声が、怒りの声といえますか、私のところにも寄せられております。

共同利用漁船等復旧支援対策事業については、この漁船等復旧対策事業については四月一日までの週及び認められているにもかかわらず、この機器整備事業というものは予算内示後だというふうに決められておりまして、この機器整備事業についても週及び措置を認めるべきと思うわけであります。見解を伺います。

○副大臣(篠原孝君) この点は横山委員の御指摘のとおりでございます。我が方は昨日付け、三十日付けで水産庁長官通達で、本年四月一日以降の応急的対応として、機器購入した者についても補助対象とするように措置したところでございます。

○横山信一君 昨日質問した時点ではまだそういうところではなかったもので、やっていただいたということで評価をしたいというふうに思いますけれども、この浜の心配を取り除いていただいたという部分では、できるだけこういうことのないようにしっかりとやっていただきたいと思うわけであります。次に、個人養殖施設の復旧についてであります。

す。今日、逢坂先生来ていただいておりますのでお答えいただきたいと思うんですが、個人経営の養殖施設の復旧につきましては、激甚法に基づいて、実際には養殖施設というのは一代で造り上げたものではなくて、少しずつ少しずつ付け加えていくということもあって残存価を決めるのは非常に難しいという、そのところも評価をいただいで、激甚法で二分の一の残存価を決めていただいた。そのうちの九割を補助することによって、結果として自己負担五五という形にいたしました。

しかし、養殖施設というのは規模が大きいものですから、五五の自己負担というのは実は非常に厳しい状況にございます。とりわけ、資金力のあるところはもちろん喜んでいただいている方もいらっしゃるわけですが、例えば私たちが言ったら変ですけれども、噴火湾の養殖業者は非常に厳しい、この現状があります。この五五の自己負担というのは大変に厳しいと。

そういうことで、それを、じゃ、どうやって支援したらいいかということで自治体も非常に悩んでおりまして、自治体としては、その部分を自治体として支援をしたいというふうにも言っているところもあります。そういう意味で、自治体を支援することで結果として漁師の自己負担を減らす、そういう形にできるような財政措置を是非お願いしたいということなんですが、見解を伺います。

○大臣政務官(逢坂誠二君) 今の御質問ですけれども、今回の震災、岩手、福島、宮城、この被災のひどかった三県に限らず、広い範囲にわたって養殖施設被害がござります。私もその実態を見るにつけ本心に心を痛めておりまして、一日も早い復旧復興、そして前の状態に戻して平常な作業ができるようにしなければいけないと思っています。

原則的には、国のやっぱりお金で措置をするというのは大原則だというふうに思います。しかし

ながら、私も長い間自治体の首長をしていた経験からしますと、国の支援だけで必ずしも十分なものがあろうかと。場合によっては、それだけではこれからの養殖が続けられないという判断も地元にはあるかもしれません。そういう場合、自治体の上乗せをして支援をするという判断をした場合には、総務省としてはそういったものについては特別交付税で応援できる方向で現在調整をしたというふうを考えております。

○横山信一君 特交で措置してもらえるとということでありまして、しっかりと対応をしていただきたいというふうに思います。

逢坂先生については、もうこの後質問ございせんので、これで退席していただいて結構でございます。

○委員長(主濱了君) では、逢坂政務官、お引き取りいただいて結構でございます。

○横山信一君 どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまた水産関係の質問をさせていただきますが、今度は共同利用の養殖施設についてであります。

養殖施設の被害が壊滅的であったところは、個人での復旧にめどが立たない。そういうところでは、廃業するか、それとも借金を更につくつてやるか、後継者のいないところではもうどうしていいかわからないという、そういうところに追い込まれているわけですが、そういう地域では、いつその共同利用施設に切り替えようじやないかという、そういう動きが今起きております。

国はこうした動きに対してどうしようとしているのか。共同利用となれば、これは県レベルであれば、まあ北海道も含めて道県レベルであれば逆に支援をしやすくなるということにもなるわけでありまして、二次補正に向けての考え方ということになろうかと思えますけれども、こうした共同利用施設に切り替えようとしている動きに対しての見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 今、横山先生からの御

指摘の件につきましては、私どもは宮城県漁協等々からも要望が出ておるということも承知をさせていただいております。そういう意味で、今後のこの共同利用施設の整備あるいは漁業者によるところの経営の共同化というふうなものをやって効率化を図っていききたいという、こういう要望に對しましては、今後はやっぱりこたえていかなきゃならないというふうな考え方に立つて、二次補正等々に向かって検討をしてまいりたいと思っております。

○横山信一君 検討という言葉を使われましたけれども、今後の漁業形態というか産業としての漁業の方向性がある程度決まっていって、そういう流れになろうかと思えますので、しっかりと対応をお願いしたいと思えます。

続きまして、共同利用の漁船等復旧事業についてであります。いわゆるリース事業について伺いますが、漁協が所有して組合員に、船でありますけれども、漁協が船、船舶を所有して組合員にリースする場合、リース期間中の保険料あるいは固定資産税というのは一体誰が負担するのかということもまず伺います。

また、共同利用漁船等復旧支援対策事業では、事業着工が平成二十三年度、単年度事業なんです、平成二十三年度内ということになっております、聞くところによりますと、造船所の受注件数というのはかなり殺到している。そういう状況の中でこの単年度事業で果たして間に合うのかという、そういうことであります。この事業の見通しについて伺います。

○政府参考人(佐藤正典君) 御説明をいたします。

共同利用漁船等復旧支援対策事業につきましては、新船の建造だけではなくて、中古船の取得とか、あるいは再利用が可能な漁船の修繕による取得も対象とすることによりまして、可能な限り多くの漁船を手当てしてまいりたいというふうを考えております。

それから、現在、各県の漁協が修理して再利用

が可能な漁船の確保に努めているほか、各県では漁船の建造需要調査を進めているところでございます。委員御指摘の造船所の不足等によりまして本年度予算で対応が困難な漁船建造につきましては、そのニーズをよくお聞きいたしまして今後の対応について検討してまいりたいと思えます。

それから、最初にお尋ねのありました、漁協が造りましたこうした漁船につきましては組合員にリースする場合、どのようにリース料を設定するかということでありまして、その場合に、その漁協ごとの判断になるわけですが、融資の償還分あるいは先ほど話の出した漁船の保険料等につきまして、それを入れました必要経費を加えて設定することが一般的だというふうに承知はしております。

それからまた、固定資産税の関係、お話ございましたけれども、漁船を所有する漁協が負担するということになりましたけれども、その漁船をリースで使用する組合員に負担させるかどうかというのはそれぞれの漁協の御判断となろうかというふうに存じております。

○横山信一君 このリース事業につきましては、是非とも柔軟な対応をお願いしたいというふうに思えます。

特定の地域のことを申し上げるわけですが、厚岸のアサリ漁場の話をちょっと申し上げたいんですが、実は、特定の地域のことはあるんですが、すけれども、今回の震災対策の中では支援の谷間にあるところございまして、あえて申し上げたいんですが、この厚岸湖のアサリというのは、アサリを中心とした厚岸の被害額は三十億円にも上っております、非常に大きな、一地域としては非常に大きな被害額であります。

しかし、このアサリ漁場は天然漁場でございます。天然漁場のために、それを復旧するための支援措置が何も無いということになります。しかも、このアサリ漁場は砂が大分津波で持っていってしましまして、砂がないためにアサリの生息場所が限られてしまっていると。そこを元のよう

な漁場に復旧するためには砂をもう一回、覆砂と言いますけれども、元の状態に戻さなくてはいいないわけですが、この覆砂についての事業メニューというののもどこにも見当たらないということとであります。

このアサリの産卵期、北海道の厚岸湖というのは釧路の方にありますけれども、道東の釧路の方面ですが、産卵期が夏にあります。夏までには一部でもいいから回復をさせないと、アサリ漁場は壊滅する可能性があります。

そういう意味で、制度の谷間にあるこの漁場をどう救済するのか、このことについて伺います。

○副大臣(篠原孝君) 横山委員御指摘の厚岸湖の漁場については、我々、被害が甚大だということは承知しております。したがって、北海道庁と復旧についていろいろ検討してまいりました、鋭意詰めてまいりました。

その中で、二十三年の当初予算であります強い水産業づくり交付金の事業メニューで対応できるということに決着付いております。まだ詳細は我が方にながってきておりませんが、もう、そういった形で百五十七ヘクタールの漁場を何とか回復し、アサリ漁業の漁業者が百九十名の方おられるそうでございますけれども、何とか復旧復興につなげてまいりたいと思っております。

○横山信一君 はい、分かりました。そういうことで是非ともお願いしたいと思えます。

決着が付いているという話も昨日私のところでは聞いておりませんので、そういうことでよろしくお願いしたいと思えます。

最後になりますが、諸外国の規制措置の対応について申し上げます。

前回の、十九日の当委員会でも私のこの問題を取り上げさせていただきました。農水大臣、日本の農水産物は安全であるということ公式に表明してはどうですかというふうな申し上げたんですが、今、直接担当者を派遣したり、あるいは大臣名で書簡を發出していると、そういう取組をしておりますという答弁をされておりました。そ

の後、この規制措置を緩和した国や地域は出てくるのかということがあります。

また、私が聞いた、聞き及んだ範囲では、十九日に質問したときは三十八か国・地域が規制措置をしているんですが、現在三十九か国に増えています。増えているという実態があるわけでありまして、どうするかという問題を改めて伺います。

また、改めてこの日本の農水産物は安全だということをやつぱり農水大臣が世界に対してアピールすることは大事なんじゃないかというふうに思うわけですが、この点についても伺います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 私ども、先生からも御指摘をいただきました。我が国の食料についての安全性についての情報を、正確な情報を発信してまいりました。その結果、御承知のとおり、一般的な日本と中国と韓国の三首脳の会談の際におきましても、中国側からいわゆる輸入停止の対象から山形、山梨を除外するなどの規制緩和も表明されたところでございます。

それから、アメリカは茨城、群馬の輸入停止を解除いたしました。それから、ベトナムは証明書の要求を加工食品に限定すると、こういうことにいたしました。シンガポールは愛媛、静岡、兵庫の規制を解除すると、こういうふうな措置をとっておるところでございます。

そういう意味で、地道な努力を粘り強くやっていくというふうなことが必要であり、特にその際は、検査結果のデータ等をしつかりと示しながら各国の理解を得るべく引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

○横山信一君 よろしくお願いたします。

以上で質問を終わります。

○柴田巧君 みんなの党の柴田巧です。

先週この委員会でも参考人質疑がございまして、四人の方お越しをいただいて、それぞれに有益なお話を承ったわけですが、その中で、まだそういう状況かと改めて思われましたのは、皆

さんもお聞きになつておられたと思いますが、ちよつと会社の、会社というか事業、名前は失念しましたが、宮城県名取市の何とかアグリサービス佐藤さんがこういうふうにおっしゃつたわけですね。

我々の復旧復興のための最大のポイントは農地の復興である、その復興を期するのは排水機場の一刻も早い回復、機能回復である、それがないと除塩対策事業になかなか取り組めない、今の状況は野放しの状態、ちよつと福島原発の状態になつていっているというふうにお述べになられて、悲痛な叫びといえますか、現状をそういうふうな語られたわけですが、御案内のように、東北も正式に梅雨入りしたのか、大体梅雨時期に今入つてきたわけでありまして、昨日、一日と、いわゆる台風の影響もこの東北地方、被災地にはまたいろいろと出ておるところでありまして、住宅地が床下浸水する、あるいは土砂崩れがあるところなどなどもあつて、恐らく、改めて農地関係にも、農業関係にも被害が出ているのではないかと心配をするところでありまして、そういう意味でも、一日も早い農地の回復といえますか、そういうことに取りかからなかならぬのだと思つております。

こういったことは前から申し上げてきたところであり、もちろんお分りになつていたことだと思ひますが、やはりなかなか、一次補正が成立したのが今月の下旬ということもあつて、非常にやつぱりテンポが遅れているということだろうと思ひますし、大変心配をするところでありまして、そこで、スピードアップをこれからしつかりやつていかなきゃならぬと思うわけでありまして、けれども、この被災地での農地、あるいは用排水路、排水機場の復旧状況というのはどうなのか、まず改めてお聞きをしたいと思ひます。

○大臣政務官(吉田公一君) 今お話ししたの用水、排水問題でございますが、震災によりまして、五月十七日現在ですが、農地が一万四千七百三十四か所、それから農業用施設等が三千百八十億円で一

万八千三百六十四か所が被害を受けております。農地が、ちなみに三千九百五十七億円の被害総額でございます。今期の作付け可能な農地、七十三か所あると言われておりますが、応急的な工事によりまして通水可能となる農業用施設等は八百九十か所の査定前着工になると思ひます。

ちなみに、被災農地面積は二万四千ヘクタールという大変大きな土地が被災を受けておまして、このためにはまず除塩をしなきゃならん。それから、排水対策も総合的な取組が必要でございまして。具体的には、湛水地域では応急ポンプで排水を継続しなきゃならんが、順次台数を増やす計画でおります。当面四台ということになつております。

それから、主要排水路で御承知のとおり瓦れき除去を実施中でございます。主要排水機場のポンプにつきましては点検整備をいたしておりました。一部を六月末までに終えるようにいたしております。さらには、被害の軽少な農地、約一千八百ヘクタールの除塩も実施中でございます。

○柴田巧君 いずれにしてもスピードアップをしていかなきゃならぬということは間違いないと思ひますし、更なる被害を食い止めるために農水省としても最大限努力をしてもらわなきゃならぬと思ひますが、そういう農地、農業用施設を早期に復旧をまずさせるというために、現地は現地で、あるいは地元自治体頑張つておられると思ひますが、恐らく農水省にもいろんな要請もあろうかと思ひますし、最大限のバックアップもせにやならぬと思つております。

したがって、これまでも被災地の自治体に応援には、やつておられると思ひますが、これまで以上に職員を派遣するなど応援、支援体制の充実強化が求められると思ひますし、いろんな、国土交通省を始め関係の府省でありますとか、あるいは土地改良区、地方自治体はもちろんです。そういったところと連携してこの農地や農業用施設の復旧に最大限努力をする必要があると思ひますが、どのように取り組んでいかれるか、大臣にお

伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(鹿野道彦君) 被災地の早期復旧ということにしましては、農林水産省といたしまして、震災発生直後から、東北農政局、関東農政局を始め、地方農政局や営農事業所の職員等を現地に派遣いたしまして、その農地、農業用施設の応急復旧や災害査定などについて被災地の自治体を支援してまいりました。

例えば、災害応急ポンプの設置に当たりましては、専門の職員が全国から駆け付けるとともに、福島県の矢吹町及び鏡石町からの支援要請を受け、職員の三名派遣をし、農地、農業用施設の災害復旧支援を実施いたしているところでございます。また、岩手県からは農地、農業用の施設の復旧に係る技術職員の派遣要請がありまして、国及び都道府県の職員を、六月下旬から来年の三月上旬までの約八か月間、延べ五百五十人を派遣する予定でございます。

これからも、全国の都道府県とも連携をいたしまして、被災地の自治体への人的支援をこれからも積極的に行ってまいりたいと思つております。

○柴田巧君 是非、これからまた応急的なものが終われば本格的な復旧復興というものにも入っていくと思ひますので、人的な面を中心に、またいろんな形で地元の自治体、被災地を応援をしていただきたいと思います。

また、そういった作業をスピードアップをしていくためにも、この被害を受けた農地、農業用施設を復旧をさせていくためにも、その災害復旧の査定迅速化というのが非常に求められると思ひますが、そういう中で、農水省も先般、同省の職員が現地で決められる一か所当たりの災害査定金額を引き上げるなどの特例措置をとられたというところであります。これは二〇〇四年の新潟の中越地震以来のことです。これによつて通常の査定よりも非常に短縮化される、査定期間が短くなるというふうな期待をされているわけですが、けれども、本来ならこれもちよつと早くやられればよかったのではないかと正直思うのでありますが、

いずれにしても、この特例に基づいて今後どのようにに農地、農業用施設の早期復旧に努めていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○副大臣(篠原孝君) 先刻からいろいろな具体的なことについてお答えしているつもりでございますが、農林水産省はほかの役所と比べて非常に柔軟に対応させていただいているのではないかと考えております。この災害復旧事業の実施の迅速化についても同じでございます。

例で申し上げますと、今、柴田委員御指摘のとおり、査定前着工の制度を積極的に活用しております、どのように改善したかという具体的な事例を申し上げさせていただきますと思います。

まず、総合単価使用限度額の大幅な拡大とっておりますけれども、モデル的な単価により積算ができる限度額を、それは五百万円未満にしていたわけですが、十倍の五千万円未満に拡大いたしました。それから、今度は机上査定限度額、災害査定を实地によらず机上で実施する場合の限度額、これも、机上でやるんだからそこそこの金額のところというふうにしておりまして、二百万円未満だったんですが、これは十五倍の三千万円未満に拡大しております。三つ目でございますけれども、平面図を、設計図でございすけれども、航空写真等で代用できるようにいたしております。

このようなことをいたしまして、どのようにしているかという実績でございますけれども、査定前着工は、関東農政局管内で七百四十四か所、東北農政局管内で二百十九か所、合計九百六十三か所しております。

それから、地方農政局の災害査定官が現地で決定できる一か所当たりの事業費の限度額を、今までは農地や農業用施設で全部で二億円までにしていたわけですが、これも十五倍の三十億円まで大幅に引き上げております。

地方自治体、農家の意向を聞きながら、相談しながら、農地や農業用施設の早期復旧に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

○委員長(主濱了君) 時間が来ておりますので、おまとめください。

○柴田巧君 時間が来ましたので質問はもうやめますが、いずれにしても早期の復旧復興が待たれているところであります。いろんな御努力もされておりますが、更にできるところはないか、またいろいろ御検討いただいて、最大限の応援、支援をよろしくをお願いしたいと思います。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

TPPの問題について質問します。
二十六日にTPPに関しての重大発言が相次ぎました。一つは日米首脳会談における総理の発言であり、もう一つは第十七回国際交流会議のアジアの未来における松本外務大臣の講演です。それで、菅総理はTPP交渉参加の判断時期について、震災のために遅れているが、改めて総合的に検討しできるだけ早期に判断したいということ、またしてもTPPへの前めりの姿勢を明らかにしたわけですね。

同じ日、二十六日に全国農業委員会会長大会が開かれて、TPP交渉への参加撤回を求める緊急要請決議というのが採択されました。TPPへの参加は、地域社会の再生を目指す今般の復興への取組とは全く相入れないものであるということをはっきり言って、即時撤回を求めているわけですね。

それで、大臣は、この全国農業委員会会長大会のTPP交渉の参加撤回を求める決議と総理の発言についてどのように受け止められておられるか、明らかにしていただきたいと思っております。

○国務大臣(鹿野道彦君) 二十六日の全国農業委員会会長大会における決議と総理の発言は、農業委員会の会長会議で決議されたことだと思っております。その考え方を明確にされたということだと思っております。

それから、総理大臣がいわゆるそう遅くない時期に早期の方針を固めたいと発言したと今おっしゃられましたけれども、日米首脳会談におきま

して、菅総理の方から、TPPについては被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえてしっかりと議論し、TPP交渉参加の判断時期については、震災のため遅れてはいるが、改めて総合的に判断してできるだけ早期に判断したいという旨を述べられたものと私は承知をいたしております。

このようなことから、被災地の農業の復興といった点を踏まえてしっかりと議論するという趣旨も述べられておるところでございますので、まさにいろいろな要因を考慮して総合的に検討するというような考え方というふうなものは、五月の十七日の政策推進指針で閣議決定した、総合的に検討していきましようというふうなことの考え方を變更するというようなことではないものと私どもは思っております。

○紙智子君 非常にこう何となく煙に巻かれるような、一体どうなんだろうと聞いていて思う、そういう答弁なんですよ。

それで、大変な時期で復興のことで遅れているから、先送りしたからいいという話じゃないんですよ。要するに、ここではっきり言っているのは、これは参加しないという方向で決断をしてほしいと。参加の撤回を求める決議ですから、参加しないではないかと、そのことをはっきりしてほしいということをおっしゃっているのだから、ところが回答は、いや、その判断についてこれは適切な時期にという話ですから、全然この答えになっていないわけですね。

私は、やっぱりそこで農水大臣の役割が本当に大事だと思うんです。やっぱり農水大臣が説得しなければ、あと誰がするのかと。総理に間違った判断をさせないために説得するのは農水大臣を除いてほかにはいないんじゃないかと思うわけですが、いかがですか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 常々、紙先生から大変な御激励をいただいて、ありがたうございます。これからの激励をいただく中で、私どもも私としての考え方というふうなもので努力をしてい

きたいと思っております。

○紙智子君 それで、松本外務大臣の発言、さっきもありましたけれども、これは本当に重大だと思っております。

それで、今この震災復興をTPP参加の口実に使おうという動きが水面下で動いているわけですね、水面下とも言えないですけども、動いているわけですが、外務大臣の講演の中身というのはまさにそのもの、本当によく似たそのものだということに思っております。

外務大臣は、昨年十一月の閣議決定でEPA、FTA推進を掲げましたが、震災によりその意義は何ら損なわれることはなく、むしろ以前にも増して重要となると考えますというふうにして、震災でTPP推進が以前よりも重要になっているというふうな驚くべき認識を明らかにしているわけですね。そして、TPP交渉の進捗状況に応じて、日本の意向を交渉に生かせる早いタイミングを選ばないという意味がないて、こう言うって早期の交渉参加を主張しているわけですね。

大臣は、この松本外務大臣の発言をどう受け止めておられますか。

○国務大臣(鹿野道彦君) 松本大臣が、先ほどの質疑の中にも出てまいりましたが、こういう発言をしたというふうなことは私自身も承知をいたしておりますが、重ねて申し上げますけれども、現在、政府といたしまして、まず何をやるべきかというふうなことは、この大震災からの復旧復興に全力を注ぐというふうなことでありまして、まずは復旧復興が喫緊の課題であると、こういうふうな認識に立つておるわけでございまして、政府が決めたところの、総合的にこのTPPについてどうするかということは、この判断するということの考え方には何ら変わることはないものと思っております。

○紙智子君 松本外務大臣は、外交の問題だけ言っているわけじゃないんですよ。所管外の農林水産業の再生まで言及しているわけですね。それで、被災地域の第一次産業の復旧はもとよ

り、世界に開かれて日本の再生と共存し得る力強い農林水産業として再生できるよう、経営の大規模化や参入機会の拡大が可能となるような制度設計を行うべきだと、こう言って、ＴＰＰ対応型の制度設計にすべきだということまで主張しているわけですね。

私は、ここまで言われてやっぱり黙っている法はないと。やっぱり大臣の明確な見解を述べられるべきだと思います。いかがですか。

○国務大臣(鹿野道彦君) この大震災におけるところの復旧復興というふうなものについて、漁業あるいは農業をどうしていくかというふうなことは、当然、政府といたしましても最大の今課題でございまして、政府全体として全力を挙げて取り組んでいくというふうなことは当然のこととございまして、その中で、農業の分野、漁業の分野というものは私自身が責任を担っておるわけでありまして、私自身が最終的に判断をし、そしてその判断が内閣全体の判断になるように努力をしてまいりたいと思っております。

○紙智子君 この一連の発言の背景には、私は、日本経団連の復興・創生マスタープランというのがこの度出されていますけれども、この考え方があるというふうに思っています。

被災地域全域を震災復興特区という形で指定をして構造改革路線を進めると、そういう産業改革を提起するわけですが、それと同時に、それだけにとどまらず、消費税増税のための社会保険と税の一体改革を進めるといふこととＴＰＰの参加を進めるといふことで、いわゆる新成長戦略を加速させようという中身が含まれていると思います。

これは、やっぱり被災地域にとっても、被災者にとっても、これからの復興への願いということとは全く逆方向を向かっている話であって、もう絶対にこれは許されないとだということふうに思います。そのことを最後に申し上げまして、ちょっと今日は十分間という短い時間ですけれども、引き続き追及させていただくことを述べて、質

問を終わります。
○委員長(主濱了君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(主濱了君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件、以上両案件を一括して議題といたします。政府から順次趣旨説明を聴取いたします。鹿野農林水産大臣。

○国務大臣(鹿野道彦君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農業の多面にわたる機能の発揮等を図ることを任務といたしております。このため、意欲ある農業者が安心して事業を継続できる環境を整備し、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るための施策や、食の安全、安心を求める消費者ニーズに対応し、農林水産業の発展に不可欠な消費者からの信頼を得るための施策を推進しております。これらの施策を国が責任を持つて的確に遂行できる体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行うこととし、この法律案を提出することとした次第であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、現在、小規模で分散している現場の拠点を集約化することにより、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置することとしております。

第二に、国が担うべき農業経営の改善及び安定に関する業務を北海道においても的確に実施する体制を整備するため、北海道農政事務所の分掌規

定を見直すこととしております。
続きまして、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

農林水産省の地方支分部局の分掌機関として、現在、地方農政事務所及び統計・情報センターが設置されておりますが、この度国会に提出いたしました農林水産省設置法の一部を改正する法律案により、これらを廃止するとともに、現場において、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を行う組織として、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関である地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することとしております。

本件は、この農林水産省における地方組織の再編に伴い、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することについて、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づく国会の御承認を求めようとするものであります。

なお、本件については、東日本大震災を踏まえ、災害等が生じた場合に地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの業務を円滑に遂行できるようにするため、農林水産大臣が、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるよう修正を行っております。

以上が、これら法律案及び承認案件の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(主濱了君) 以上で両案件の趣旨説明の聴取は終わりました。
両案件に対する質疑は後日に譲ることいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十八分散会

五月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、農林水産省設置法の一部を改正する法律案
一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件

農林水産省設置法の一部を改正する法律案
農林水産省設置法の一部を改正する法律案
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「(地方農政局の地域センター)」に改め、同条第一項中「地方農政事務所」を「地方農政局の地域センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第十九条第三項から第五項までを削る。
第二十一条第一項第一号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の規定による交付金の交付に係るものに限る。」を削る。

第二十二條の見出し中「統計・情報センター」を「地域センター」に改め、同条第一項中「農林水産大臣は、及び」のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を削り、「統計・情報センターを置くことができる」を「地域センターを置く」に改め、同条第二項中「統計・情報センター」を「地域センター」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、届出等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に地方農政事務所長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、農林水産省令で定めるとこ

るにより、相当の地方農政局長又は地方農政局の地域センターの長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により地方農政事務所に對してした届出その他の行為(以下「届出等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、相当の地方農政局長又は地方農政局の地域センターの長に對してした届出等とみなす。

第三條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(農産物検査法の一部改正)
第五條 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。
第二十七條第一項中「地方農政事務所長」を削り、「北海道農政事務所長」の下に「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を加える。
(主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律の一部改正)
第六條 主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第五十三條第三項中「地方農政局長」の下に「又は北海道農政事務所長」を加え、「地方農政事務所長」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」に改める。
(特別会計に關する法律の一部改正)
第七條 特別会計に關する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第三十九條第一号中「又は地方農政事務所」を削る。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に關し承認を求めめるの件

農林水産省設置法の一部を改正する法律の規定による改正後の農林水産省設置法第十九條及び第二十二條の規定により、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する必要があるもので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、国会の承認を求めめる。
別紙

一 地方農政局の地域センター

名 称	位 置	管 轄 区 域
青森地域センター	青森市	青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡 下北郡
八戸地域センター	八戸市	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡 三戸郡
盛岡地域センター	盛岡市	盛岡市 宮古市 久慈市 二戸市 八幡平市 岩手郡 紫波郡 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡
奥州地域センター	奥州市	大船渡市 花巻市 北上市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡 上閉伊郡
大崎地域センター	大崎市	石巻市 気仙沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市

秋田地域センター

大仙地域センター

山形地域センター

酒田地域センター

福島地域センター

いわき地域センター

水戸地域センター

土浦地域センター

宇都宮地域センター

大田原地域センター

前橋地域センター

千葉地域センター

東京地域センター

横浜地域センター

甲府地域センター

長野地域センター

加美郡 遠田郡 牡鹿郡 本吉郡

秋田市 能代市 大館市 男鹿市 鹿角市 由利本荘市 湯上市 北秋田市 にかほ市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡

横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡

山形市 米沢市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山郡 北村山郡 東置賜郡 西置賜郡

鶴岡市 酒田市 新庄市 最上郡 東田川郡 飽海郡

福島市 福島市 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡 岩瀬郡 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡 石川郡 田村郡

いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡

水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市 東茨城郡 那珂郡 久慈郡

土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 つくばみらい市 稲敷郡 結城郡 猿島郡 北相馬郡

宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 下野市 河内郡 上都賀郡 芳賀郡 下都賀郡

大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷郡 那須郡

群馬県

千葉県

東京都

神奈川県

山梨県

長野市 上田市 須坂市 小諸市 中野市 飯山市 佐久

松本地域センター	松本市	市 千曲市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
静岡地域センター	静岡市	伊那郡 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 駒ヶ根市 大町市 木曽郡 東筑摩郡 北安曇郡
浜松地域センター	浜松市	静岡市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 焼津市 藤枝市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 牧之原市 賀茂郡 田方郡 駿東郡 榛原郡
新潟地域センター	新潟市	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 周智郡
長岡地域センター	長岡市	新潟市 三条市 新発田市 加茂市 村上市 燕市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡 西蒲原郡 南蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡
富山地域センター	富山市	長岡市 柏崎市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡
福井地域センター	福井市	富山県
岐阜地域センター	岐阜市	福井県
高山地域センター	高山市	岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 美濃市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児市 山県市 瑞穂市 本巣市 海津市 羽島郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 本巣郡 加茂郡 可児郡
豊橋地域センター	豊橋市	高山市 飛騨市 郡上市 下呂市 大野郡
津地域センター	津市	豊橋市 岡崎市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 新城市 知立市 高浜市 田原市 みよし市 幡豆郡 額田郡 北設楽郡
大津地域センター	大津市	三重県
東近江地域センター	東近江市	大津市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市
大阪地域センター	大阪市	彦根市 長浜市 近江八幡市 東近江市 米原市 蒲生郡 愛知郡 犬上郡
神戸地域センター	神戸市	大阪府
神戸地域センター	神戸市	尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市

姫路地域センター	姫路市	市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡
豊岡地域センター	豊岡市	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
奈良地域センター	奈良市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
和歌山地域センター	和歌山市	奈良県
鳥取地域センター	鳥取市	和歌山県
松江地域センター	松江市	鳥取県
広島地域センター	広島市	島根県
福山地域センター	福山市	広島市 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 安芸郡 山県郡 豊田郡
山口地域センター	山口市	三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 世羅郡 神石郡
徳島地域センター	徳島市	山口県
高松地域センター	高松市	徳島県
松山地域センター	松山市	香川県
高知地域センター	高知市	愛媛県
福岡地域センター	福岡市	高知県
北九州地域センター	北九州市	福岡市 大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 朝倉市 みやま市 糸島市 筑紫郡 糟屋郡 朝倉郡 三井郡 三潞郡 八女郡
佐賀地域センター	佐賀市	北九州市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 豊前市 中間市 宮若市 嘉麻市 遠賀郡 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡 京都郡 築上郡
長崎地域センター	長崎市	佐賀県
八代地域センター	八代市	長崎県
大分地域センター	大分市	八代市 人吉市 水俣市 上天草市 天草市 八代郡 葦北郡 球磨郡 天草郡

宮崎地域センター	宮崎市	宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 西都市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡
延岡地域センター	延岡市	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡
鹿児島地域センター	鹿児島市	鹿児島市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 南九州市 伊佐市 始良市 鹿児島郡 薩摩郡 出水郡 始良郡 熊毛郡 大島郡
鹿屋地域センター	鹿屋市	鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡

備考

農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、地方農政局の地域センターの業務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、地方農政局の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。

二 北海道農政事務所の地域センター

名 称	位 置	管 轄 区 域
函館地域センター	函館市	函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二海郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡
旭川地域センター	旭川市	旭川市 留萌市 稚内市 芦別市 赤平市 士別市 名寄市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 空知郡(南幌町を除く) 樺戸郡(月形町を除く) 雨竜郡 上川郡(新得町及び清水町を除く) 勇払郡のうち占冠村 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡
釧路地域センター	釧路市	釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡
帯広地域センター	帯広市	帯広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡(美深町、音威子府村及び中川町を除く) 十勝郡
北見地域センター	北見市	北見市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡
苫小牧地域センター	苫小牧市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺湖町 有珠郡 白老郡 勇払郡(占冠村を除く) 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡

備考

農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生

じた場合において、北海道農政事務所の地域センターの業務の円滑な遂行のため特に必要があ

るときは、北海道農政事務所の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。

平成二十三年六月八日印刷

平成二十三年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇